

序章 第2期行動計画の策定にあたって



生物多様性表紙絵コンクール最優秀賞（平成 24 (2012) 年度に実施）

「自然との共存」 九州産業大学付属九州高等学校 2 年 猪迫^{いのきこ}楼^{るい}依さん

※学校名及び学年は、応募当時のものです。

作者からのメッセージ：

背景にビルの群れを描き、その土台が土から水へ変わっていく様子を描きました。

ビル群の中心に大きな木を描くことで、自然との共存を表現しようと思いました。

序章 第2期行動計画の策定にあたって

1. 生きものに支えられる私たちの暮らし

■ 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉です。生物多様性には、「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」という3つのレベルの多様性があります。

また、生物多様性とは、単にいろいろな生きものがあることだけではなく、それぞれの土地で進化してきたひとつひとつ「個性」をもった多様な生きものが、他の生きものと直接的、間接的に「つながり」を持って生きている状態を指すことばとして使われます。

生きものそれぞれの個性やそれらのつながりは、これまでの進化の歴史の中でかたちづくられたもので、いわば、地球から授けられた遺産ともいえます。このような遺産を私たちの世代で失うことなく、次の世代に引き継いでいくことは私たちの責務です。

◆ 生態系の多様性（場と関係の多様性）

県内には森林、農地、河川、農業用水路・クリーク、ため池、草原、湿地、海域など、様々なタイプの生態系がみられます。地域ごとの気候や地形・地質といった物理的な環境と、それぞれの生息・生育環境に適応した様々な生きものが相互に影響しあいながら、地域に固有の生態系を形成しています。



森林（照葉樹林）



水辺（クリーク）



草原（二次草原）

◆ 種間の多様性（種の多様性）

種の豊富さ（種数が多い）や個体数の多さのことをいいます。



セボシタビラ



ニッポンバラタナゴ



カゼトゲタナゴ

福岡県内に生息するタナゴ類3種で、県内では「しびんた」などと呼ばれます。いずれの種も小河川や水路に生息し、ドブガイ、マツカサガイなどの二枚貝に卵を産みつけます。セボシタビラとカゼトゲタナゴは北部九州にのみ生息する種です。近年、河川や水路の改修、水質の悪化、外来種の侵入などによって減少しています。

◆ 種内の多様性（遺伝子の多様性、個体群（集団）の多様性）

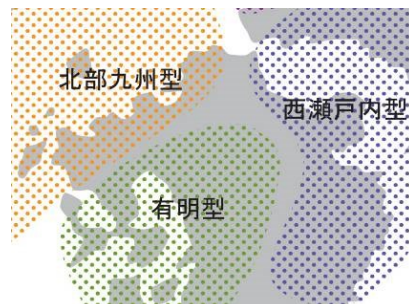
同じ種であっても、個体ごとにそれぞれ少しずつ遺伝子が違っていたり、各地域に固有の集団が見られるなど、個体や地域に個性があることをいいます。



遺伝子の多様性：ナミテントウは個体ごとに模様が変わります。これはそれぞれ遺伝子が異なるためです¹⁾。



個体群（集団）の多様性：県内のメダカは、遺伝的に異なった3つの集団に分かれています。メダカは山を越えて移動できないため、長い歴史の中でこのように分化しました²⁾。



■ 生きものの恵み

私たちの暮らしは、様々な生きものの恵みによって成り立っています。生きものの恵みを次の世代に引き継ぐためには、持続可能なかたちでこれを利用していくことが求められます。そのためには、生きものを賢く利用する知恵を継承するとともに、新たに生み出し、また、持続可能な利用のための適切な社会経済的な仕組みを創り出すことが必要です。

◆ 暮らしの基礎

私たちは食物、衣料、紙、医薬品など、様々な生きもの由来の資源に依存して生活しています。多様な生きものの存在は、多様な食材の提供、新たな医薬品の開発など、私たちが豊かな生活を送る上で重要な役割を担っています。



写真：スイゼンジノリ

現在では全国で朝倉市の黄金川でのみ自生しています。和え物などにして食べられます。



写真：ワラスポ

国内では有明海奥部の軟泥干潟にだけ生息する魚。煮物などにして食べられます。



写真：500系新幹線

空気抵抗を最小限にするため、カワセミのくちばしの形をまねて先頭車両が造られました。

◆ 文化の多様性を支える

日本列島に住む人々は、豊かな恵みをもたらす四季やその移ろい、地震や洪水などの自然災害とともに生活してきました。この自然の中に様々な神を見いだして信仰の対象とし、信仰とそれに支えられた生活は、様々な祭りや踊り、歌、工芸品を生み出してきました。釣りや草遊びなどの遊び、自然史研究なども多様な生きものがあることで成り立っている文化です。自然と共生す

るといふ伝統的な文化や習慣のほかにも、美しい景観による精神的な充足感や、身近に緑や生きものがあることへの安心感なども、重要な恵みの一つと考えられます。



写真：太宰府天満宮の木うそ
神事に用いられる木製の人形。鳥のウソがモデルとなっており、コシアブラを使ってつくられます。



写真：鮭神社
嘉麻市の鮭神社では、その年にとれたサケ（海神の遣い）を神社境内の鮭塚に納める献鮭祭が行われます。



写真：京築神楽
京築地方では、五穀豊穡などを祈る神楽が盛んです。30以上の神楽講が活動を続けています。

◆ 自然に守られる私たちの暮らし

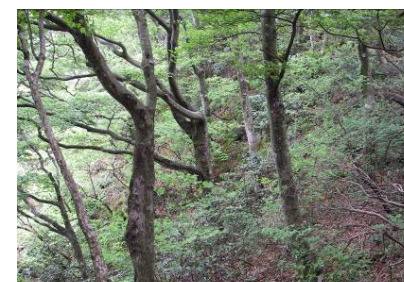
多様な生きものにより構成される生態系は私たちの暮らしの安全や安定に役立っています。農地の病虫害発生抑制、干潟による水質浄化、森林の水源涵養（かんよう）機能などがその例です。



写真：ナガコガネグモ
多様な生きものが農地に生息することにより、天敵となる生きものも存在し、病虫害の発生が抑制されます。



写真：曾根干潟（北九州市）
干潟では食物連鎖を通じた有機物の分解、微生物による脱窒作用などにより、水質が浄化されます。



写真：ブナ林（福岡市・金山）
森林では高木から林床の草まで、様々な植物がみられ、それが水源涵養（かんよう）、土砂災害防止などに役立っています。

◆ 生きものがうみだす大気・水・土

地球上の生きものはおよそ40億年の歴史を経て様々な環境に適応して多様に進化し、それらの多様な生きものと大気、水、土壌などの要素が密接に関わって生きものの生存基盤をかたちづくっています。植物は、光合成によって生きものに必要な酸素を供給するとともに、葉からの蒸発散などを通じた水の循環においても大きな役割を担っています。一方で植物は、土壌生物の働きによってつくられた土壌と栄養塩に依存しています。

このように生命の基盤には多様な生きものが関わっており、機能の維持には生きものの多様性と関係性の維持が重要です。

以上のような生きものの恵みを、人間が使用する価値の観点から具体的に整理した言葉が「生態系サービス」です。生きものの恵みを生態系サービスとして捉えることは、経済・社会活動のなかで生物多様性の保全や持続可能な利用を実現していく上で欠かせない考え方です。

コラム21 生態系サービス

生態系と生物多様性の経済学（TEEB）では、生態系サービスを「供給サービス」「調整サービス」「生息・生育地サービス」「文化的サービス」の4つに分類しています³⁾。

（国連のミレニアム生態系評価（MA）では、生態系サービスを「供給サービス」「調整サービス」「文化サービス」「基盤サービス」に分類しています⁴⁾。）

供給サービス	食料（魚、肉、果物等）、水（飲用、灌漑用等）、原材料（繊維、木材、燃料等）、薬用資源（薬、化粧品等）、観賞資源（観賞植物、ペット等）等
調整サービス	大気質調整（ヒートアイランド緩和等）、水質浄化（干潟等）、花粉媒介（ミツバチ等）、局所災害の緩和（森林の多面的機能）等
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供 等
文化的サービス	美しい自然景観、レクリエーションや観光の場と機会 等



出典：5)

生態系サービスは、地域経済の中でも重要な役割を果たしています。その一例として、供給サービスの中の食料供給が挙げられます。道の駅等で売られている地域の特色ある地場産品は、遠方からも多くの人々が買いに訪れ、地域経済の活性化につながります。その活性化は、農山漁村地域における豊かな生態系の持続的な保全にもつながります。

調整サービスでは、ミツバチのような花粉媒介が挙げられます。世界の作物の多くは、花粉媒介動物による受粉に依存していますが、これらの生息地がなくなれば、結実不良で作物の収量が減少します。農地に隣接した野生の花粉媒介動物の生息地を保全し、花粉媒介動物に配慮して農薬を使用することは、花粉媒介サービスを安定的に向上させ、収穫と収益の増加につながります。

文化的サービスでは、温泉やグリーンツーリズム・エコツーリズム、自然観察会の実施などの人々と自然とのふれあいが挙げられます。自然や生きものとふれあうことで、人々に精神的・心理的充足感を与えるだけでなく、グリーンツーリズムのような観光を通じて、ビジネスの拡大や新しい地域産業の創出などにつながります。

このように、生物多様性は、私たちの日々の暮らしや地域経済の中でも重要な役割を果たしているのです。



花の蜜を吸うトラマルハナバチ 花粉を媒介する



県庁ロビーでの地場産品販売の様子

2. 生物多様性をめぐる国内外の動向

■ 国際的な動向

平成4(1992)年、ケニア・ナイロビにおいて、世界で初めて生物多様性の概念が導入された条約「生物多様性条約」が採択されたことにより、生物多様性の保全と持続可能な利用、及び遺伝資源の公正かつ衡平な配分に関する、包括的な枠組みがつけられました。その後、平成22(2010)年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、「愛知目標(戦略計画2011-2020)」が設定され、各国が具体的な目標に向かって施策を進めています。また、平成24(2012)年の国連持続可能な開発会議(リオ+20)において、グリーン経済と自然資本について議論され、生物多様性の保全と経済成長との両立を図ることの重要性が確認されました。

最近の注目される動きとして、平成26(2014)年のCOP12において外来種のリスク管理手法に関する任意ガイダンスが採択され、防災・減災や気候変動に係る施策等に生態系を活用した手法を統合することなどが決定されました。また、平成27(2015)年の国連持続可能な開発サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs(持続可能な開発目標)が掲げられました。この目標では、私たちの生活と発展の持続性を担保するためには、経済成長・社会的包摂・環境保護の調和が不可欠であると明記され、気候変動への対策強化や海・陸の保全が目標の大きな柱の1つとなっています。平成28(2016)年のCOP13では「カンクン宣言」が採択され、社会における生物多様性の主流化の強化などが同意されました。

■ 国内の動向

生物多様性条約の発効以降、日本においても、平成7(1995)年の「生物多様性国家戦略」の策定、平成20(2008)年の生物多様性基本法の制定など、保全のための方針や制度が整えられてきました。また、平成24(2012)年には愛知目標を反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、国別目標などの具体的な目標の達成に向け、生物多様性保全のための施策が推進されています。このような背景から、近年では、生物多様性保全を推進するための法律がいくつか整備されるとともに、その他の様々な法律や指針等においても生物多様性保全への配慮が組み込まれるようになってきています。例えば、平成14(2002)年に自然再生推進法、平成16(2004)年に外来生物法、平成22(2010)年に生物多様性地域連携促進法が制定されました。また、平成22(2010)年に改正された自然公園法では、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加され、県の責務として「生物の多様性の確保を図ること」が加わりました。

■ 福岡県の動向

国内外の動向を踏まえ、本県においても生物多様性の保全をさらに加速させるため、平成25(2013)年3月に福岡県生物多様性戦略を策定し、様々な体制整備や取組の推進を行いました。本戦略を策定してからの5年間で実施した取組については、「序章5. 第1期行動計画の概要と取組実績」(22~26ページ)と、「資料編2の3. 福岡県生物多様性戦略第1期行動計画の実施状況と評価」(資10~資19ページ)を参照してください。

そのほかに、福岡県生物多様性戦略の上位計画である「福岡県総合計画(平成29(2017)年3月

策定)」と「福岡県環境総合ビジョン（平成30(2018)年3月策定）」には、生物多様性に関連する施策の方向が示されています。

コラム22 福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）

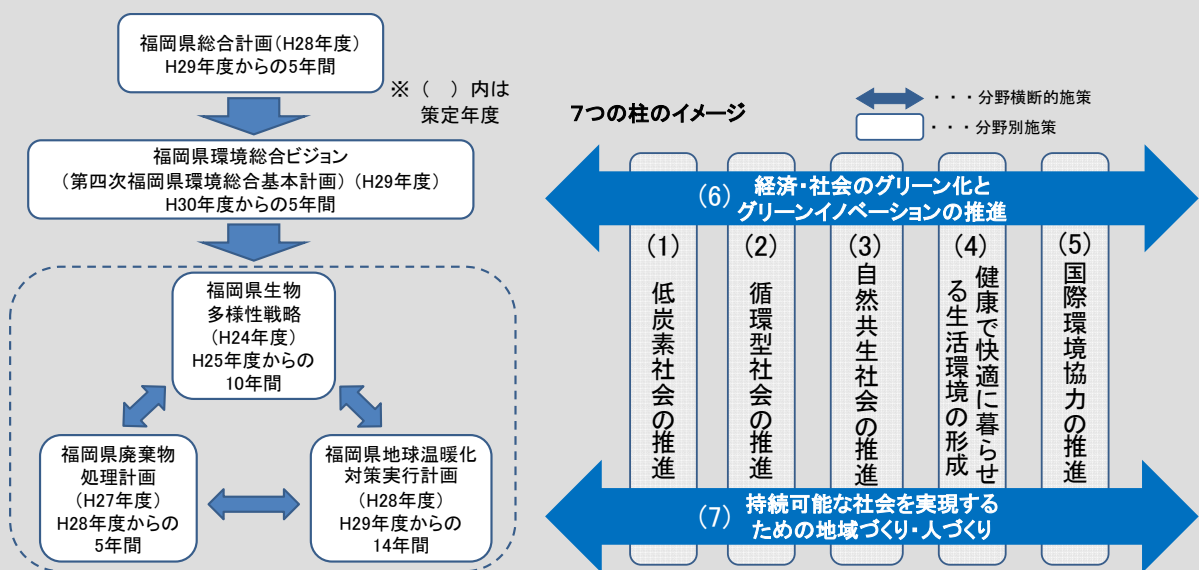
目指す姿
『豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県』
～経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ～

福岡県は、環境・経済・社会の3つの側面を調和させつつ、世界を持続的な発展に導くための開発目標であるSDGs※の考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の構築を目指しています。

このような社会を実現し、県民一人ひとりが物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿と、現状と課題、施策の方向、目標・指標を示した「福岡県環境総合ビジョン」を平成30(2018)年3月に策定しました。

このビジョンは、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示す、県の行政運営の指針として策定された「福岡県総合計画」を踏まえるとともに、先行して策定されている福岡県生物多様性戦略、福岡県廃棄物処理計画、福岡県地球温暖化対策実行計画とも整合させて、環境の将来像を具体化していくものです。

※SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27(2015)年の国連サミットで採択された先進国を含む国際社会全体の開発目標。



詳しくは福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) を御覧ください。

生物多様性条約(1992年採択、締約国数:196の国と地域(2017年時点))

- 条約の目的:①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 国際条約で初めて「生物多様性」という概念を採用。1973年採択の「ワシントン条約」、1971年採択の「ラムサール条約」、1972年採択の「世界遺産条約」などでそれぞれ対象となっていた、種の保全、生息地の保全などを包括する内容
- 生物多様性の保全と人間の営みのあり方(開発、経済の仕組みなど)を一体的にとらえる枠組み
- 基本的な考え方は、1980年の「世界保全戦略ー持続可能な開発のための生物資源の保全ー」にさかのぼる。ここで「持続可能な開発」の概念が初めて公表される

世界的な動き

国内の動き

2010年目標(COP6(2002年))

- 2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる。
- ⇒ 21の個別目標の全てについて達成されず。(2010年、生物多様性条約事務局報告)

日本・生物多様性条約締結(1993年)

生物多様性国家戦略(1995年)

生物多様性基本法の制定(2008年)

- 第13条:地方自治体が生物多様性地域戦略を策定することを努力義務とする。

愛知目標(COP10(2010年))

- 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。
- 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。
- 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。
- 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。
- 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

生物多様性国家戦略2012ー2020(2012年)

- 「愛知目標」に対応した日本の国別目標(13目標)を設定。
- 基本戦略に「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を新規追加。
- 「生物多様性の経済的価値評価」等の取組を充実・強化
- 主な国別目標
 - ・生物多様性の社会における主流化の達成
 - ・生物多様性を確保した農林水産業の実施
 - ・陸域の17%、海域等の10%の適切な保全
 - ・絶滅危惧種の絶滅防止 など

福岡県生物多様性戦略(2013年)

SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)

- 将来の世代のニーズを充足する能力を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発を行うための目標。
- 目標達成には、経済成長、社会的包摂、環境保護という3要素の調和が不可欠であると明記される。

カンクン宣言(COP13(2016年))

- 社会における生物多様性の主流化をより強化させる。
- 特に農林漁業及び観光業が生物多様性の恵みに依存していることを念頭に行動する。

愛知目標の達成に向けて加速する施策(2016年)

- 環境基本計画の点検により指摘された課題に基づき、関係省庁の加速させる施策が提示される。
- ・生物多様性の主流化に向けた取組の強化
- ・国土の保全管理と生態系サービスの利用
- ・野生生物の保護管理と外来種対策

福岡県生物多様性戦略 第2期行動計画(2018年)

序章 第2期行動計画の策定にあたって

年	世界	日本	福岡県
1957年		「自然公園法」制定	
1963年			「福岡県立自然公園条例」制定
1971年	「ラムサール条約」採択		
1972年	国連人間環境会議 開催 「世界遺産条約」	「自然環境保全法」制定	「福岡県環境保全に関する条例」制定
1973年	「ワシントン条約」採択	「瀬戸内海環境保全特別措置法」制定	
1980年	「世界保全戦略—持続可能な開発のための生物資源の保全—」策定		「福岡県自然海浜保全地区条例」制定
1992年	「生物多様性条約」採択 国連環境開発会議 開催	「種の保存法」制定	
1993年		「環境基本法」制定	
1995年		「生物多様性国家戦略」策定	
1997年		「環境影響評価法」制定	
1998年			「福岡県環境影響評価条例」制定
2000年	「カルタヘナ議定書」採択		
2001年			「福岡県レッドデータブック2001」策定
2002年	COP6 「2010年目標」採択	「新・生物多様性国家戦略」策定 「自然再生推進法」制定	「福岡県環境保全に関する条例」改正 (「生物多様性の確保を図ること」が責務に加わる)
2003年		「カルタヘナ法」制定	
2004年		「外来生物法」制定	
2006年			「福岡県森林環境税条例」制定
2007年		「第三次生物多様性国家戦略」策定 「農林水産省生物多様性戦略」策定	
2008年		「生物多様性基本法」制定	
2010年	COP10 「名古屋議定書」、「愛知目標」採択	「生物多様性国家戦略2010」策定 「生物多様性地域連携促進法」制定 「自然公園法」改正	
2011年		「海洋生物多様性保全戦略」策定	「福岡県レッドデータブック2011」策定
2012年	国連持続可能な開発のための世界会議 (リオ+20) 開催	「生物多様性国家戦略2012—2020」策定	
2013年			「福岡県生物多様性戦略」策定 (同戦略第1期行動計画策定)
2014年			「福岡県レッドデータブック2014」策定
2015年	国連持続可能な開発サミット「SDGs (持続可能な開発目標)」採択	「外来種被害防止行動計画」策定 「生態系被害防止外来種リスト」策定	
2016年	COP13 「カンクン宣言」採択		
2018年			「福岡県侵略的外来種リスト」策定 「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画」策定

3. 戦略策定の背景

■ 生物多様性の保全が求められる理由

地球上の生きものは、およそ40億年の歴史を経て様々な環境に適応して多様に進化し、直接的または間接的に互いにつながりをもって生きています。私たち人類も生きものつながりの中で生存するとともに、他の生きものを食料、医薬品、衣料や住居の材料、紙などとして利用し、また、そのような生きものに支えられた暮らしの中で各地域に固有の文化を育んできました。

地球上には未知の種も含めると3,000万種とも推定される生きものがみられますが、そのうちの少なくない種が近年絶滅し、または絶滅の危機に瀕しています。例えば、国際自然保護連合（IUCN）が評価した動物のうち、哺乳類では26%、両生類では42%と極めて高い割合の種が絶滅危惧種となっています（平成29(2017)年3月時点）。

生物多様性が損なわれれば、私たちが受けるその恵みも低下し、ひいては将来にわたる暮らしの基盤を失うことにもなります。そのため、生物多様性を守り支えることが必要とされています。

以上のような生物多様性の危機を背景に、平成4(1992)年、生物多様性条約が採択され、日本は平成5(1993)年に18番目の締約国として同条約を締結し、国として生物多様性の保全を約束しました。

■ 福岡県において生物多様性戦略を策定した理由

生物多様性条約を締結したことに伴い、国は平成7(1995)年に「生物多様性国家戦略」を策定し、平成20(2008)年には「生物多様性基本法」を制定しました。生物多様性基本法第13条では、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定することを努力義務としており、福岡県生物多様性戦略はこの規定に基づいて策定したものです。

福岡県は、筑前海、有明海、豊前海の3つの海に囲まれ、英彦山や脊振山などの山々、福岡平野や筑後平野などの平地、遠賀川や筑後川などの河川があり、多様で変化に富む地勢の中で、多種多様な生きものが生息・生育しています。

しかし、近年、県内でも絶滅してしまった生きものや、絶滅の危機に瀕している生きものが増えています。例えば、以前は水田に普通にみられたトノサマガエルも、近年では数が減り、絶滅が危惧される状況になっています。

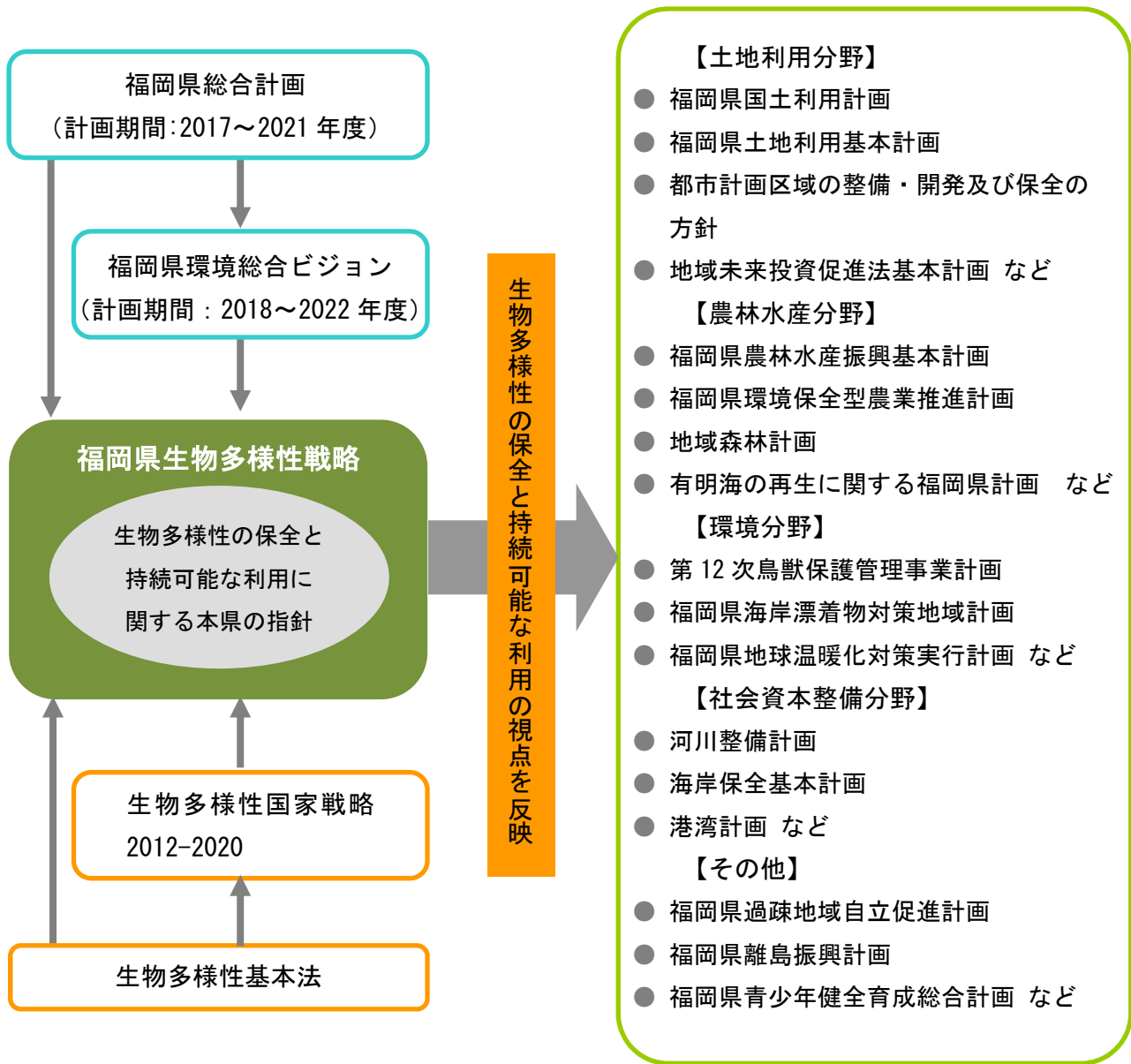
このように県内でも生物多様性の危機が高まっており、また、私たちの生活は地球規模の生物多様性にも影響を及ぼしていることから、福岡県においても生物多様性保全に関する総合的かつ計画的な施策の推進が緊急の課題となっています。

■ 位置づけと役割

福岡県生物多様性戦略は、生物多様性基本法第13条に基づく法定計画です。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、生物多様性に関する本県の基本計画となり、本県初めての自然環境分野の総合的な計画となります。

策定にあたっては、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画」及び環境行政の基本計画である「福岡県環境総合ビジョン」を踏まえ、生物多様性基本法や「生物多様性国家戦略」との整合を図りました。生物多様性の保全と持続可能な利用は、様々な経済・社会活動との関連

が深いため、今後は、農林水産分野、社会資本整備分野など本県の関連計画にも戦略の趣旨を反映します。関連施策を生物多様性の保全等を考慮したものとするにより、経済・社会活動の転換を目指していきます。



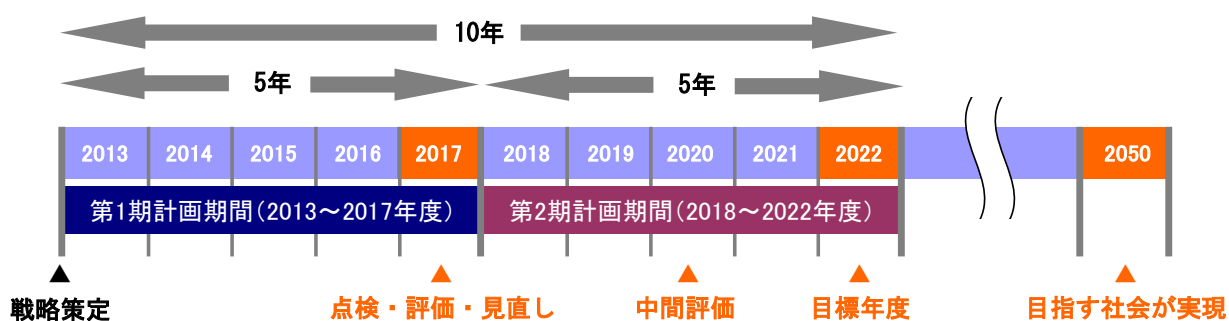
■ 計画期間

荒地が森に変わるためには長い月日が必要のように、自然を相手とする取組は、その成果がみえるまで時間がかかり、長期的なものとなります。そこで、目指す姿として中長期の将来像を描くこととし、「2050年までに目指す社会」としています。

加えて、2050年の未来では、人口が現在の8割程度になるという推計値もあり、人口減少社会の到来など長期的な社会構造の変化を見通し、取組を検討する必要があります。例えば、これまでは自然災害に脆弱な土地にまで居住地が拡大し、こうした地域の安全を確保するための社会基盤整備に大きなコストを要してきましたが、人口減少により国土利用に余裕を見いだせるこれからの時代は、人と国土の適切なあり方を再構築する好機ともいえます。このような長期的視点にたち、人と自然との関係性を検討していく必要があります。

次に、「2050年までに目指す社会」を実現するために、今後10年間のうちに起こすべき行動を「行動目標」としています。生物多様性の保全と持続可能な利用は、行政だけで成し得るものではありません。社会の様々な主体が起こす行動を「行動目標」としています。

最後に、「行動目標」を達成するための具体的な施策の実行計画である行動計画について、策定から5年間の計画期間を第1期計画期間、続く5年間の計画期間を第2期計画期間の2期に分けて設定しており、これらを戦略の計画期間としています。これは、施策の立案・実行・点検・見直しを短いスパンで確実に行うことで、施策の実効性を高めるとともに、目まぐるしく動く社会情勢に対応した弾力的な展開を担保するためです。



※第2期計画期間中は、中間評価や次期福岡県総合計画策定の議論を踏まえ、必要な見直しを検討します。

■ 対象区域

福岡県全域を対象区域とします。

コラム23 生物多様性の危機

現在の地球は、第6の大量絶滅時代とも言われており、生物多様性の損失とそれに伴う生態系サービスの低下が問題視されています。日本も例外ではなく、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。「生物多様性国家戦略2012-2020」では、日本の生物多様性に迫る危機を以下の4つに整理しています⁶⁾。生物多様性を次世代へと伝えていくために、今の私たちがこれらの危機に対して何ができるのか、その真価が問われています。

第1の危機「開発など人間活動による危機」

沿岸域の埋立てや森林伐採などの開発は、様々な生きものにとって生息・生育環境の破壊や悪化をもたらします。また、商業・観賞用の生きものの乱獲は、生きもの数を減らし、絶滅に追い込むこともあります。県内では、開発によって豊前海沿岸のシチメンソウが絶滅し、乱獲によってカワウソなどが絶滅しました。



住宅地造成のための森林伐採

第2の危機「自然に対する働きかけの縮小による危機」

人の手によって維持管理されている里地里山（農地、草原、ため池、里山林など）にも、様々な生きものがすんでいます。農林業の変化や農山村の過疎化に伴い、自然に対する人の働きかけが縮小することで、数が減ってしまう生きものもいます。県内では、草原が森林化して、草原に生育するノヒメユリなどが減少しています。



草原に生育するノヒメユリ

第3の危機「人間により持ち込まれたものによる危機」

外来種や化学物質など、人によって持ち込まれたものが生物多様性に悪影響を及ぼすことがあります。特に近年は、外来種が昔からいた在来種や生態系に深刻な影響を及ぼす事例が多くみられています。県内では、オオクチバス（ブラックバス）が侵入したため池で、魚や水生昆虫など様々な在来種が減少するなどの影響が確認されています。



外来種のオオクチバス

第4の危機「地球環境の変化による危機」

地球温暖化などの地球規模の環境変化は、多くの生きものにも大きな影響を及ぼす可能性があります。県内の高い山には、現在、ブナ林がみられますが、平均気温が2℃上昇した場合、脊振山地などではブナ林が消失してしまう可能性があります。



脊振山のブナ林

4. 戦略で目指す社会と目標

福岡県生物多様性戦略では、2050年までに目指す社会の理念を設定し、その社会のイメージを、人々の暮らしと各地域の自然のあり方の2つの面から記載しています。そして、その社会を実現するための行動目標を設定し、各種施策へと展開を図っています。

■ 目指す社会（2050年に実現すること）

生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会

私たちの祖先は自然を生活のために利用し、必要であれば改変し、あるいは、自然の中に神を見いだして信仰するなど、自然と多様な関係を築きながら暮らしてきました。しかしその関係は、経済の発展とともに縮小していきました。経済的な発展による豊かさに比べ、自然の豊かさが生活の豊かさにつながることは、あまり実感されなくなり、自然への考慮は少なくなりました。

今、私たちと自然との関わりは、例えば食料品ならば貿易や輸送、流通といった経済・社会の仕組みの中でつながっています。つまり、近くの自然も、遠くの自然も、私たちは社会というものを通じて関わっています。したがって、生物多様性をどう守るかは、どんな社会の仕組みをつくっていくのかの問題でもあるのです。

今後、急速な高齢化と人口減少が進む中、地域の活力維持のためには、食料やエネルギーをはじめとする地域の資源を地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の社会形成のあり方が重要な視点となっていきます。適切な利用により永続的に恵みを得ることができる生物多様性は、自立分散型社会を支える不可欠な地域資源であり、そうした意味からも私たちは自然との関わりを改めて見直す必要があります。

これからの私たちは、経済発展による豊かさだけでなく、より長期的な視野をもって自然による豊かさも目指す必要があります。新たな社会の仕組みにより、私たちは生きものへのまなざしを育み、自然や生きものと新たな関係性を再構築していきます。

その結果、2050年の福岡県は、自然の恵みからもたらされる福利が県民の幸福度を下支えする成熟した社会となっています。

■ 2050年の人々のくらしや社会の様子

- 県民の意識や社会のシステムに「将来への責務」が根付くとともに、生物多様性の重要性が社会に浸透し、持続可能な社会づくりが進んでいます。
- より便利で安全安心な暮らしを求めて開発が進む中でも、貴重な自然が適切に保全され、自然と開発の調和が図られています。
- 生物多様性の持続可能な利用を考慮した事業活動が社会的に評価されています。消費者は率先して、生物多様性など環境に配慮した商品を購入し、認証製品が市場に流通しています。生物多様性の持続可能な利用を達成した市場経済が形成されています。
- 環境負荷による社会的コストが適正に原因者に転嫁されています。逆に、生物多様性や環境に貢献する経済・社会活動が奨励され、県や市町村の政策に生物多様性が明確に位置づけられています。
- 多くの人々が、余暇のなかで自然とのふれあいを楽しんでいます。里地里山や里海は、レクリエーションや学習の場として利用され、週末には多くの市民の憩いの場となっています。
- 人々の暮らしに「地域への参加」が大きな位置を占めています。通勤・通学や家族行事と同じ程度に、地域活動が重視され、生物多様性保全活動など身近な自然を守る活動を通して再構築されたコミュニティが県内各地で形成されています。
- 自分の住む地域の自然や生きものに関心を持ち、その変化を感じ取る人々が増えています。また、地域の自然や生きもの、移りゆく季節が織り成す自然景観が重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいます。

■ 2050年の各地域のイメージ ～森林～



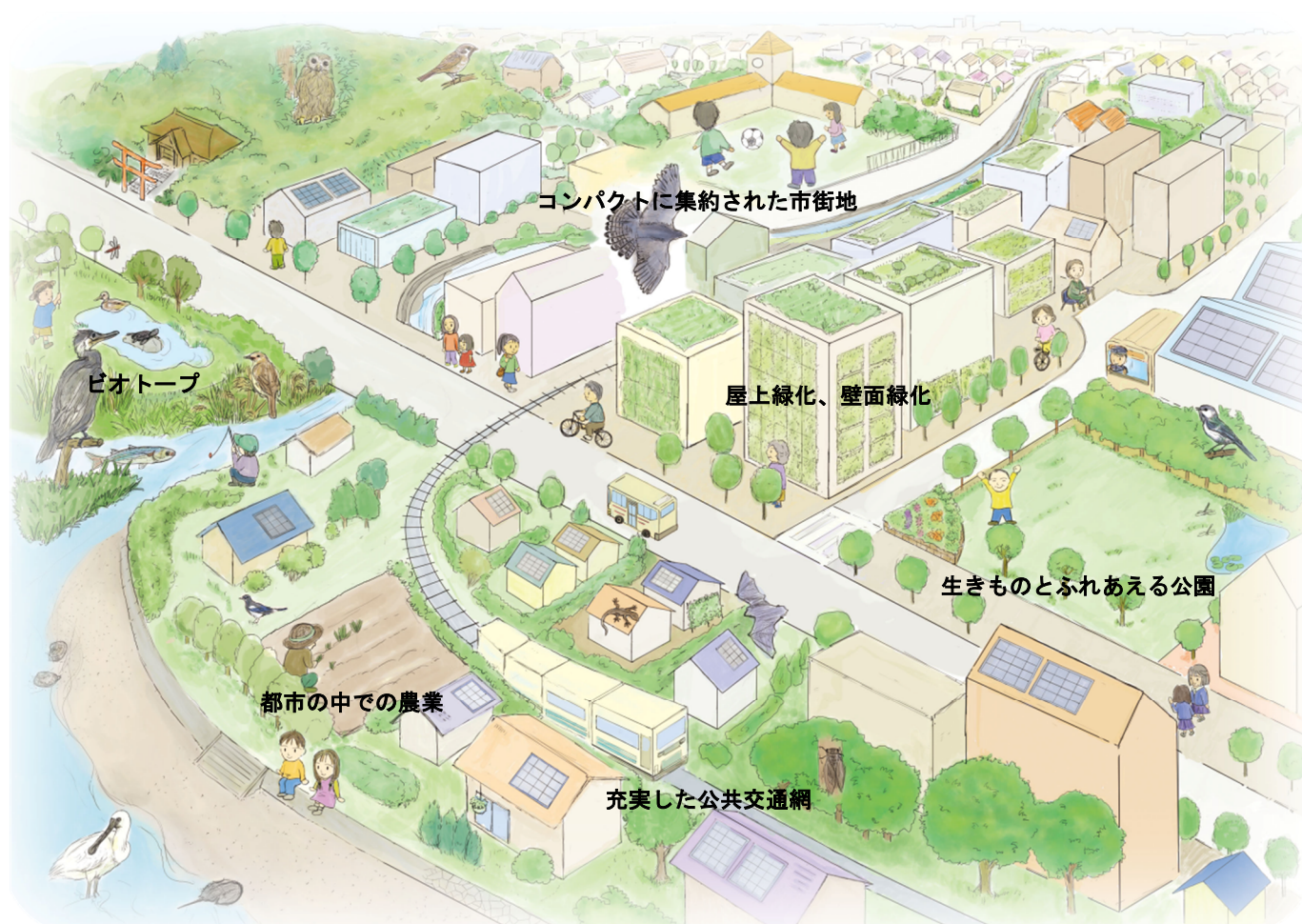
- 自然林が周辺の森林とともによく保全されています。そこには樹洞をもつ巨木がみられ、ムササビなどの生きものがすんでいます。
- 森林の連続性が保全・再生され、多様な生きものを育てています。
- シイ・カシ類などの常緑広葉樹林、コナラなどの落葉広葉樹林、スギやアカマツなどの針葉樹林など、多様な森林が各地で見られます。
- 人工林は適切に管理されて林床は明るくなり、様々な生きものがみられます。
- 様々な人々が森林管理に関わっています。林業以外にも散策や環境教育、山菜取りなど多くの人々に森林が利用されています。
- シカによる食害で危機的な状況であった植生が回復し、森林には様々な植物が復活しています。健全な森林生態系が取り戻され、奥山ではクマタカが舞う姿がみられます。

■ 2050年の各地域のイメージ ～農村～



- 水田をはじめとする農地は、カエルやトンボ、ドジョウ、メダカなど、多様な生きものの生息の場となっています。畦（あぜ）やため池の堤などの草地には、様々な在来の草花がみられます。
- 生産効率の低い農業不利地では、その場所の豊かな生きものつながりを活かした農業が実践されています。
- ため池や水路・クレークには、様々な生きものがみられます。定期的な池干しや草刈り、泥上げ、補修などには、集落の農家だけでなく、ボランティアや都市住民の姿がみられます。
- 農村部では、地域の資源や生きものの恵みを活かした地場産業が盛んになり、若い世代が都市部から移り住んでいます。また、週末に農村部に訪れる人が増え、活気にあふれています。
- 豊穡祈願祭などの伝統的な祭事が各地域で行われています。

■ 2050年の各地域のイメージ ～都市～



- 都市はコンパクトに集約され、郊外には豊かな自然が保全されています。
- 鎮守の森、城跡、屋敷林、公園、街路樹、都市内の農地には、季節を感じさせる多種多様な在来の植物と野鳥や昆虫などの動物がみられ、人々に自然とのふれあいや憩いの空間を提供しています。
- 街中の河川は、貴重な都市の自然として、多くの市民に愛され利用されています。親水広場では家族連れや子どもたちでにぎわい、水鳥や魚の群れがみられます。
- 学校などの教育施設では、環境教育の一環として、雑木林や草原、水辺などのビオトープの整備が進み、児童生徒、学生が学習や研究に利用しています。
- 住宅地では、各家庭の庭木や花壇、菜園などが生物多様性を育てています。庭に訪れる野鳥や昆虫などへ人々の温かなまなざしが向けられています。

■ 2050年の各地域のイメージ ～河川・湿原～



- 河川では、上流から下流にかけて、瀬や淵（ふち）、川原、ワンド、河畔植生などの多様で変化のある自然景観がみられます。
- 河川における堰（せき）などの横断構造物には、そこにすむ生きものに配慮した魚道が設置され、本流と支流、河川と農業水路等の間の段差も解消されて、多くの生きものの移動が容易になっています。
- 遊水地や放水路などを活用した総合的な治水対策が各地で行われています。
- 堤防や堰（せき）などの人工構造物も河川景観に溶け込み、河川特有の景観が再生されています。川沿いに散策を楽しむ人々や、川遊びなどを楽しむ子どもたちがよくみられます。
- 湿原や湿生林などが保全・再生され、各地で見られます。そこでは、希少な動植物に出会うこともできます。

■ 2050年の各地域のイメージ ～沿岸・海洋～



- 筑前海の海岸では、大きな弧を描きながら突端の岬になだらかに吸い込まれていく長汀曲浦（ちょうていきょくほ）の砂浜とそれに続く砂丘がみられます。そこでは、様々な海浜植物やアカウミガメの産卵などがみられます。
- 有明海や豊前海では広大な干潟がみられ、シチメンソウなどの植物や、カニなどの甲殻類、貝類、渡り鳥などの多種多様な生きものがみられます。人々は潮干狩りを楽しみ、漁業を営む人々の生活が感じられる里海の景観が広がっています。
- 沿岸の浅い海には、海藻が生い茂る「藻場」がいたるところにみられます。澄んだ海には太陽の光がよく届き、あたたかも海中の草原か森林のようです。そこでは多種多様な魚介類がみられ、漁業を生業とする人々の暮らしを支えています。
- 漁港では、近海の漁場から四季折々の多様な魚介類が水揚げされています。以前は数が減少し、あまり捕れなかった魚介類もたくさんみられ、県民の食卓を豊かなものにしてきています。

5. 第1期行動計画の概要と取組実績

■ 行動目標

平成25(2013)年に策定した福岡県生物多様性戦略では、2050年の目指す社会を実現するために、策定から10年間のうちに起こすべき行動を4つの「行動目標」として設定しています。生物多様性の保全と持続可能な利用は、行政だけで成し得るものではありません。県民、農林漁業者、事業者、NPO等、教育機関、行政など社会の様々な主体が、生物多様性の損失を止めるために、効果的な行動を起こし、自然共生社会を実現するための大きな一歩を踏み出す10年間とします。

行動目標1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

私たちには、自分たちの幸福を追求する権利がある一方で、将来世代の権利を考慮し、できるだけ良い環境を残していく責務があります。しかし、現実的には、人間活動が環境の許容量を超え、様々な問題が頻出しても、私たちの物事の見方やライフスタイルはそう簡単には変わりません。

私たちがスーパーで選ぶ食材、花壇に植える花、家庭での子どもたちとの関わり、余暇の過ごし方、これらが生物多様性に影響することに気付くきっかけづくりを進め、生物多様性の重要性を広く県民に普及啓発します。県民一人ひとりのライフスタイルに生物多様性を根付かせ、新たな経済・社会の仕組みづくりのきっかけとします。

行動目標2 生物多様性の保全と再生を図ります

私たち人間は、自然の脅威の中で生き抜き、生活をより安全、快適にするために、環境の改変を続けてきました。その結果、私たちの生活は豊かになりましたが、豊かな暮らしの実現のために進めてきた環境の改変が、急激な生物多様性の損失をもたらしています。今の豊かな暮らしを将来世代に引き継ぐために、このまま環境改変を続けていくのか、修復と保全の努力を払っていくのか、私たちに問われています。

環境の保全、経済の成長、社会の発展が調和の下に進められるためには、資源の有限性、環境容量の制約、自然の回復力などを意識した節度ある社会づくりを進める必要があります。現状以上の生物多様性の損失を可能な限り回避するとともに、過去に損なわれたものについては、それを再生する仕組みを構築します。

行動目標3 生物多様性の持続可能な利用を図ります

毎日の食生活を支える農産物や魚介類、土地利用による自然開発など、私たちの暮らしは、自然を利用することによって成り立っていますが、自然資源は無限ではありません。しかし、自然の回復力の限界を超えない範囲において利用することで永続的にその恵みを享受できます。

一方で、里地里山里海のように、人間が自然に関わり続けることで生物多様性の恵みがもたらされる自然も存在します。社会構造の変化で人の関わりが低下し、生物多様性の恵みが損なわれている所も少なくありません。

将来にわたって生物多様性の恵みを享受するために、自然とのバランスや関わりを考慮した経済・社会的な仕組みを構築します。

行動目標4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

生物多様性の損失は進んでいますが、悲観的な状況ばかりではありません。社会の成熟に伴い、豊かな自然や農山村で余暇を過ごしたり、日本古来の伝統文化や先人たちの知恵が見直されたりするなど、人々の関心が自然との共生に向かっています。

今、生物多様性や自然との共生に向けて、人々が行動を起こしやすく、加えてその行動が有機的につながる環境が重要となっています。

県民、農林漁業者、事業者、NPO等、教育機関、行政など、それぞれの主体が得意分野を活かして連携・協働し、人々がつながることができる仕組みを構築します。

■ 第1期行動計画の位置づけと行動計画策定の視点

2050年までに「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」を実現させるため、平成25(2013)年度からの10年間で達成すべき4つの行動目標を設定しました。この行動目標を達成させるため、平成25(2013)年度からの5年間の第1期とし、「基盤整備期間」として位置づけました。そして、平成30(2018)年度からの5年間の第2期とし、第1期で整備した保全の取組をさらに展開させる「取組展開期間」として位置づけています。第1期行動計画の策定における視点は、次のとおりです。

- ① 県の関係施策を活用して生物多様性を社会に浸透させること
- ② 県の施策に生物多様性を組み込むこと
- ③ 県が率先して取り組むことで、市町村や事業者の取組を促すこと
- ④ 各主体が自主的に取り組めるよう、「仕組みづくり」に主眼をおくこと

■ 第1期行動計画の取組実績の概要

第1期行動計画では13の重点プロジェクトと200の施策に取り組み、ここではその概要を紹介します。なお、各施策の実施状況と評価などについては、資料編2の3(資10～資19ページ)に掲載しています。

◆ 行動目標1：私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

生物多様性の保全の取組を社会全体で推進するためには、県民一人ひとりが生物多様性の現状や重要性について理解を深めることが大切です。そこで行動目標1では、4つの重点プロジェクトと26の施策を展開しました。具体的な例としては、生物多様性Webサイトの開設による情報提供、優れた自然を有する自然公園などにおけるふれあい活動の推進、地産地消の推進、県民一人ひとりが実施できる配慮事項を示した県民行動リストの作成及び配布などを行いました。



県民参加型調査「ふくおか生きもの見つけ隊」で配布した調査用生きものガイド(左)と、それを用いた自然観察会の様子(右)。3年間で約3,000人の隊員が参加し、約9,500件の調査報告がありました。



(左) 環境に優しい商品の購入や、自然観察会への参加など、一人ひとりができる配慮が書かれた「県民行動リスト」。

(右) 自然とのふれあい活動の促進を目指して作成された「九州自然歩道自然観察マップ」。県内5か所の九州自然歩道について、生きものや景観のみどころを掲載しています。



◆ 行動目標2：生物多様性の保全と再生を図ります

生物多様性を脅かす大きな要因の一つとして、開発による生きものの生息地・生育地の減少や、乱獲による種の減少・絶滅など、人間活動の拡大による影響があげられます。このような影響を低減させ、生物多様性の損失を可能な限り回避するためには、今ある生物多様性を保全しつつ、損なわれた生物多様性を再生する取組が必要です。そこで行動目標2では、6つの重点プロジェクトと105の施策を展開しました。具体的な例としては、保全の基礎情報となる福岡県レッドデータブックの改訂と侵略的外来種リストの策定、公共工事に際しての配慮事項をまとめた公共工事生物多様性配慮指針の策定と事例集の作成などを行いました。



県内の絶滅危惧種を掲載した「福岡県レッドデータブック 2011・2014」（左）と、ホームページ「福岡県の希少野生生物」（右）。ホームページには、検索機能や希少種の分布、子ども向けページも掲載されています。

2 緑化に使用する植物

・福岡県内に自然分布する在来木本植物

【高木】148種類

No.	科名	種名	生活型	0-300m	300-600m	600-800m	800m-	備考
1	リョウブ	リョウブ	落葉高木	○	○	○	○	
2	カキノキ	ヤマガキ	落葉高木	○				
3	ハイノキ	ミズバイ	常緑高木	○				
4	ハイノキ	シロバイ	常緑高木	○				
5	ハイノキ	クロキ	常緑高木	○	○	○		
6	ハイノキ	ハイノキ	常緑高木		○	○	○	
7	ハイノキ	クロバイ	常緑高木	○				
8	ハイノキ	カンザブロンキ	常緑高木	○				
9	エゴノキ	アサガラ	落葉高木				○	

公共工事等において緑化を行う際に参考となる「福岡県緑化ガイドライン」。生物多様性に配慮した緑化工法や、使用を推奨する在来植物のリスト、推奨しない外来植物のリストを掲載したほか、巻末には県内の優良事例を紹介しています。

◆ 行動目標3：生物多様性の持続可能な利用を図ります

生物多様性の恵みを将来にわたって享受するためには、自然との関わりとのバランスとその持続性に配慮した、社会経済的な仕組みを構築する必要があります。そこで行動目標3では、41の施策を展開しました。具体的な例としては、森林環境税を活用した森林の適切な管理、化学肥料・化学合成農薬の使用量を抑えたふくおかエコ農産物の推進、藻場の保全や適切な種苗放流の実施など、農林水産業を中心に様々な取組を行いました。また、里地里山里海は、人と自然との関わりの中で育まれた独特の自然景観や文化を有するだけでなく、多様な生きものが生息・生育していることから、これらの地域を支える人づくりや都市との交流事業を行いました。



小学生（4、5年生）を対象とした田んぼの生きもの調査の様子。



福岡市で行われた漁業関係者による植樹活動の様子。（森林づくり活動公募事業）



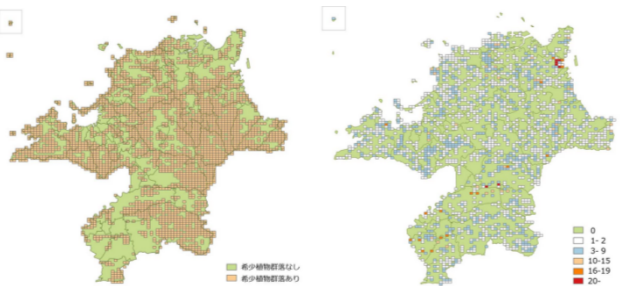
京築地域で開催されたまちとむら交流。そば打ち体験（左）と昼食会（右）の様子。

◆ 行動目標4：生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

人々の自然環境への関心が高まるなか、生物多様性や自然との共生をさらに加速させるためには、県民や企業、NPO等の保全活動団体、教育機関、調査研究機関、行政などが有機的につながり、それぞれの主体が得意分野を活かして連携・協働することが必要です。そこで行動目標4では、3つの重点プロジェクトと28の施策を展開しました。具体的な例としては、県内6地域に設置されている地域環境協議会において、NPO等、事業者、市町村や県出先機関等が相互に連携・協働して地域に根ざした保全活動や普及啓発活動を行うとともに、環境保全活動団体の交流会を開催しました。



地域環境協議会において開催された自然観察会（左・中）と、環境保全活動団体の交流会（右）の様子。



生物多様性保全の基盤となる生きものの分布情報を調査・集約し、「生物多様性地理情報システム」が構築されました。希少植物群落の有無（左）や希少動植物の種数（右）については、ホームページ「福岡県の希少野生生物」で公表されています。